

報告第3号

専決処分事項報告について（和解及び損害賠償の額の決定）

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに市長の専決処分事項の指定について（昭和53年12月22日議決）第1項及び第2項の規定により、専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

専決処分書写……別記

令和2年2月25日提出

交野市長 黒田 実

和解及び損害賠償の額を定めるについて

(写)

2 専第 2 号

専 決 処 分 書

次のとおり和解及び損害賠償の額を定めるにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項並びに市長の専決処分事項の指定について（昭和 53 年 1 月 22 日議決）第 1 項及び第 2 項の規定により専決処分する。

- 1 内 容 市が相手方に、損害賠償額として金 755,216 円を支払う。
- 2 相 手 方 住 所 [REDACTED]
氏 名 [REDACTED]
- 3 示 談 日 令和 2 年 1 月 22 日
- 4 事 案 概 要 令和元年 8 月 7 日（水）午後 2 時 00 分頃、[REDACTED]
[REDACTED]付近において、粗大ごみを収集する際に、同住宅敷地内の自転車に、職員が誤って粗大ごみを当てたことにより、自転車が転倒し、同住宅敷地内に駐車していた相手方車両に接触し、相手方車両を損傷させた。
- 5 そ の 他 相手方修理費等 755,216 円
市持出額 755,216 円

令和 2 年 1 月 22 日

交野市長 黒 田 実